

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

①有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア. 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路・河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ. 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券

なし

②満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

③出資金

ア. 市場価格のあるもの

なし

イ. 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

なお、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本金の記載がないため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実質価額の算出は行わないこととします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく定額法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

ただし、一部の連結対象団体においては、定率法によっています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物	6年～65年
工作物	10年～60年
物品	2年～20年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア	5年（見込利用期間）
ダム使用权	55年
施設使用权	50年

③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

なし

②徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る一般会計等負担見込額算定方法に従っております。

④損失補償等引当金

なし

⑤賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていきます。

イ. ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

なし

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。

ただし、本表の欄外注記として、前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。

資金収支計算書の収支尻（本年度末資金残高）に本年度末歳計外現金残高を加えたもの（本年度末現金預金残高）は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得原価又は、見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産とし計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

ただし、水道事業特別会計、工業用水道事業会計、甘木鉄道株式会社及び株式会社三連水車の里あさくら、株式会社ガマダスについては税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等（平成 28 年度における変更点）

（1）会計処理、手続の変更

なし

（2）表示方法の変更

なし

（3）資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3 重要な後発事象

（1）主要な業務の改廃

なし

（2）組織・機構の大幅な変更

なし

（3）地方財政制度の大幅な改正

なし

（4）重要な災害等の発生

平成 29 年 7 月 5 日に発生した九州北部豪雨により甚大な被害を受け、臨時損失として建物、工作物等の滅失、原状回復費用を始めとするその他災害関連費用等の発生が見込まれる。なお、災害関連の被害額等については、被害状況の把握ができていないため確定していない。

（5）その他の重要な後発事象

なし

4 偶発債務

（1）補償債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務及び履行すべき額が確定していないものの内訳（貸借対照表計上額及び未計上額））

なし

（2）係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

（3）その他主要な偶発債務

なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①財務書類の会計区分は以下の通りです。

		団体(会計)名	区分	連結方法	比例連結割合	
連結会計	全体会計	一般会計	地方公共団体	全部連結	—	
		住宅新築資金等貸付特別会計	地方公共団体	全部連結	—	
		特別会計	国民健康保険特別会計(事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
			国民健康保険特別会計(直営診療施設勘定)	地方公共団体	全部連結	—
			後期高齢者医療特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			介護保険事業費特別会計(保険事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
			介護保険事業費特別会計(介護サービス事業勘定)	地方公共団体	全部連結	—
			簡易水道特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			工業用地造成事業特別会計	地方公共団体	全部連結	—
			朝倉市水道事業会計(法適用)	地方公共団体	全部連結	—
			朝倉市工業用水道事業会計(法適用)	地方公共団体	全部連結	—
			下水道事業特別会計(農業集落排水、個別排水含む)	公営企業会計	全部連結	—
	地方公社 第三セクター等	甘木鉄道株式会社	第三セクター等	全部連結	—	
		株式会社三連水車の里あさくら	第三セクター等	全部連結	—	
		株式会社ガマダス	第三セクター等	全部連結	—	
		公益財団法人あまぎ水の文化村	第三セクター等	全部連結	—	
	一部事務組合等	甘木・朝倉・三井環境施設組合	一部事務組合	比例連結	48.5%	
		甘木・朝倉広域市町村圏事務組合(一般会計、消防特別会計)	一部事務組合	比例連結	59.5%	
		久留米市他三市町高等学校組合	一部事務組合	比例連結	12.0%	
		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	一部事務組合	比例連結	3.5%	
福岡県自治振興組合(一般会計、特別会計)		一部事務組合	比例連結	3.9%		
福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)		一部事務組合	比例連結	1.3%		
福岡県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)		一部事務組合	比例連結	1.3%		
福岡県南広域水道企業団		一部事務組合	比例連結	1.3%		
福岡県市町村職員退職手当組合(一般会計、特別会計)		一部事務組合	みなし連結	—		

※下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、個別排水事業特別会計については平成 29 年度より法適用企業となるための移行期間であるが、平成 28 年度末での固定資産台帳が整備されているため、平成 28 年度は合算して計上している。

②一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③地方三公社は、すべて全部連結の対象としています。

④地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

⑤表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合があります。

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	— %
連結実質赤字比率	— %
実質公債費比率	8.4%
将来負担比率	31.3%

⑦利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
391,977 千円

⑧繰越事業に係る将来支出予定額

繰越明許費繰越額	(一般会計)	2,058,052 千円
----------	--------	--------------

⑨過年度修正等に関する事項

橋梁について、備忘価額で計上していたものを本年度において再調達原価にて修正を行っています。

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準へ変更したことによる影響額等

ア. 財務書類の対象となる会計の変更

なし

イ. 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

なし

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア. 範囲 平成 29 年度予算において財産収入として措置されている公共資産

イ. 内訳	事業用資産	35,875 千円
	土地	22,750 千円
	建物	13,125 千円

※平成 29 年 3 月 31 日時点における売却予定価格を記載しています。

③減価償却費について直接法を採用している科目

なし

④減債基金に係る積立不足額

なし

⑤基金借入金（繰替運用）

なし

⑥地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

28,771,157 千円

⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	15,312,594 千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	34,530 千円
将来負担額	44,588,558 千円
充当可能基金額	11,709,220 千円
特定財源見込額	171,819 千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	28,771,157 千円

⑧地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

4,199 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

会計基準の変更による主な影響額

なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しております。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

一般会計等

△975,270千円

全体会計

△206,076千円

連結会計

52,820千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	29,961,475千円	29,261,620千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	8,327千円	8,327千円
資金収支計算書	29,969,802千円	29,948,485千円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付特別会計）の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

一般会計等

資金収支計算書

業務活動収支	1,555,322千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,306,736千円
未収債権額の増減	△4,723千円
資産売却益	1,685千円
資産除売却損	△21,160千円
賞与引当金（増減額）	456,473千円
退職手当引当金（増減額）	△394,070千円
不納欠損額	△43,151千円
徴収不能引当金（増減額）	△46,128千円
減価償却費	△2,258,339千円
その他	42,752千円
純資産変動計算書の本年度差額	595,397千円

全体会計

資金収支計算書

業務活動収支	3,244,423 千円
投資活動収支の国県等補助金収入	1,323,809 千円
未収債権額の増減	51,455 千円
資産売却益	1,685 千円
資産除売却損	△21,160 千円
賞与引当金(増減額)	455,578 千円
退職手当引当金(増減額)	△394,070 千円
不納欠損額	△55,435 千円
徴収不能引当金(増減額)	△58,502 千円
減価償却費	△3,573,296 千円
その他	60,038 千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,034,525 千円

④一時借入金

一般会計等

一般会計

一時借入金の限度額	5,000,000 千円
一時借入金に係る利子額	437 千円

住宅新築資金等貸付特別会計

一時借入金の限度額	10,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

全体会計

簡易水道特別会計

一時借入金の限度額	1,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

国民健康保険特別会計

一時借入金の限度額	500,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

国民健康保険・直営診療施設勘定特別会計

一時借入金の限度額	10,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

後期高齢者医療特別会計

一時借入金の限度額	30,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

介護保険事業費特別会計(保険事業勘定)

一時借入金の限度額	500,000 千円
一時借入金に係る利子額	0 千円

介護保険事業費特別会計（介護サービス事業勘定）	
一時借入金の限度額	0千円
一時借入金に係る利子額	0千円
工業用地造成事業特別会計	
一時借入金の限度額	0千円
一時借入金に係る利子額	0千円
水道事業会計	
一時借入金の限度額	0千円
一時借入金に係る利子額	0千円
工業用水道事業会計	
一時借入金の限度額	0千円
一時借入金に係る利子額	0千円
下水道事業特別会計（農業集落排水、個別排水含む）	
一時借入金の限度額	650,000千円
一時借入金に係る利子額	0千円

⑤重要な非資金取引

なし